○文部科学省告示第百四十八号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定により、次の通信教育を平成三十年一月十八日付けで認定したので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定に基づき告示する。

平成三十年六月十二日

文部科学大臣　林　芳正

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
ローズ・ガーデン講座	通信教育の方法により、バラの歴史や文化などの文化的背景に関する知識、バラの植物学的性質およびバラの栽培方法、バラを主体とする庭園デザインの設計や作庭方法、バラの花や実の日常生活における利用方法などを学習する過程を通じて、バラを主体とする園芸文化的活動によって広く社会生活に潤いと豊かさをもたらす技能を持つ専門家を育成することを目的とする。	平成三十年五月二十一日	一般財団法人日本園芸協会	浅井　亮太	東京都渋谷区元代々木町十四番地三号

○文部科学省告示第百四十九号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十一条の規定により、実施者の名称を変更する旨の届出があったので、同令第八条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年六月十二日

文部科学大臣　林　芳正

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	変更の時期
漢詩講座 風雅をよむ	中国の漢詩における詩人の心や詩の背景の学習による生涯学習としての知識の修得および教養の向上を目的とする。	昭和六十三年二月二十二日	（新実施者） 学校法人NHK学園 （旧実施者） 学校法人日本放送協会学園	浜田　泰人	東京都国立市富士見台二丁目三十六番地二	平成三十年四月一日
漢詩講座 自然をよむ						
古文書を読む・基礎コース	古文書の意味を正しく理解し、その活用と保存に資するための古文書読解、筆写の基本を学ぶ。	平成三年八月二十日				

○農林水産省告示第千三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市浜玉町鳥巣字梨ノ木三五九（次の図に示す部分に限る。）、三〇七の一九、字南四七四（次の図に示す部分に限る。）、字ウシロ七〇三の一、七〇三の二、七一七の一、七三六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市山代町峰字浦野五五一九、字北平五五七八、五六一一、山代町**久原**字飯盛五五二、五五四、五六二、五六五、五七〇、五七五の二、六一〇、字御手水四八六五の六、字千把ヶ岳五三一七、五三一九、字藤ノ尾四〇一の一、字脇ノ谷五三六七ノ内七五七五の一、七五七五の三、七五七六の二、七五七六の三、七五七六の六、七五七七の二、七五七七八の一、七五七七九の一、七五七七九の二、七五七九の四、七五七九の六、七五八二の二、字中尾七九八一の一、七九八一の五、七九八一の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市山代町峰字浦野五五一九、字北平五五七八、五六一一、山代町**久原**字飯盛五五二、五五四、五六二、五六五、五七〇、五七五の二、六一〇、字御手水四八六五の六、字千把ヶ岳五三一七、五三一九、字藤ノ尾四〇一の一、字脇ノ谷五三六七

二　指定の目的　水源の涵養

俳句入門	日本人に古くから親しまれている庶民文芸の俳句を作り、鑑賞する基礎知識を学ぶ。	
短歌入門	万葉和歌から近代歌人の短歌までを手本として、短歌作りと鑑賞の基礎力を養う。	
添削で上達 川柳実作	川柳を作り鑑賞するための基礎知識を学習する。	平成四年二月三日